

東京医療保健大学安全衛生管理規程

(目的)

第1条 この規程は、東京医療保健大学（以下「本学」という。）就業規則に基づき、本学における安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するために必要な基本事項を明確にし、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 本学の安全衛生管理に関して必要な事項は、労働安全衛生法関係法令（以下「法令」という。）及びこの規程に定めるところによる。

(本学の責務)

第3条 本学は、安全衛生管理体制を確立し、危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置、安全衛生計画書の作成、実施、評価及び改善、健康診断の実施及び労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、精神的健康の保持増進対策等、労働災害を防止し、快適な職場環境の形成を促進するために、必要な措置を積極的に推進する。

(職員の責務)

第4条 職員は、本学が法令及び本規程に基づき講ずる措置に積極的に協力し、労働災害防止及び健康保持推進を図るために努めなければならない。

(安全衛生管理体制)

第5条 本学は、法令に定める業務を遂行するため衛生管理者、産業医、衛生委員会を置くこととする。

(衛生管理者)

第6条 本学に、衛生管理者1名を置く。

2 衛生管理者は、法令に定める業務を遂行することとする。

3 衛生管理者が職務を遂行することができないときは、代理人を選任し、これを代行させるものとする。

(産業医)

第7条 本学に、産業医1名を置く。

2 産業医は、法令に定める業務を遂行することとする。

(衛生委員会)

第8条 本学に、衛生委員会を設ける。

2 衛生委員会規程は、別に定める。

(安全衛生教育)

第9条 本学は、雇入れ時に安全衛生に関する知識を習得させることによって労働災害防止に役立たせるための教育を行うものとする。

(健康診断)

第10条 本学は、職員に対し法令の定めるところにより、健康診断を行う。

2 職員は、本学が行う健康診断を受けなければならない。

ただし、本学の指定した病院又は医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合、他の病院又医師による健康診断結果証明書を本学に提出したときはこの限りでない。

3 本学は、健康診断の結果に基づき、職員の健康を保持するための措置について、医師の意見を聴く。

4 本学は、月の時間外労働が100時間を超える場合の状況その他を考慮して面接指導の対象となる職員に対し、医師による面接指導を行い、その結果に基づく職員の健康を保持するための措置について医師の意見を聴く。

5 本学は、医師の意見を勘案し、その必要があると認める時は、当該職員の健康状況等を考慮して適切な措置を講ずる。

6 本学は、健康診断を受けた職員に対し、法令に定めるところにより、当該健康診断の結果を通知する。

7 本学は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、医師、保健師による保健指導を行うよう努める。

(健康記録の管理)

第11条 本学は、健康診断の結果等の内容その他健康上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを保管しなければならない。

附則 この規程は、平成21年3月25日から施行する。